

第12次愛知県交通安全計画の概要

第12次愛知県交通安全計画の策定の趣旨及び基本方針

(1) 策定の趣旨

- 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）により、県、県警、国の関係機関、団体等で構成する県交通安全対策会議は、国の交通安全基本計画に基づき、県交通安全計画を策定することとされている。
- 愛知県では1971年度以降、5年ごと、11次にわたる計画を策定し、交通安全対策を推進してきた。
- 国の「第12次交通安全基本計画」が2026年3月に策定されたことから、「第12次愛知県交通安全計画」（計画期間：2026～2030年度）を策定する。

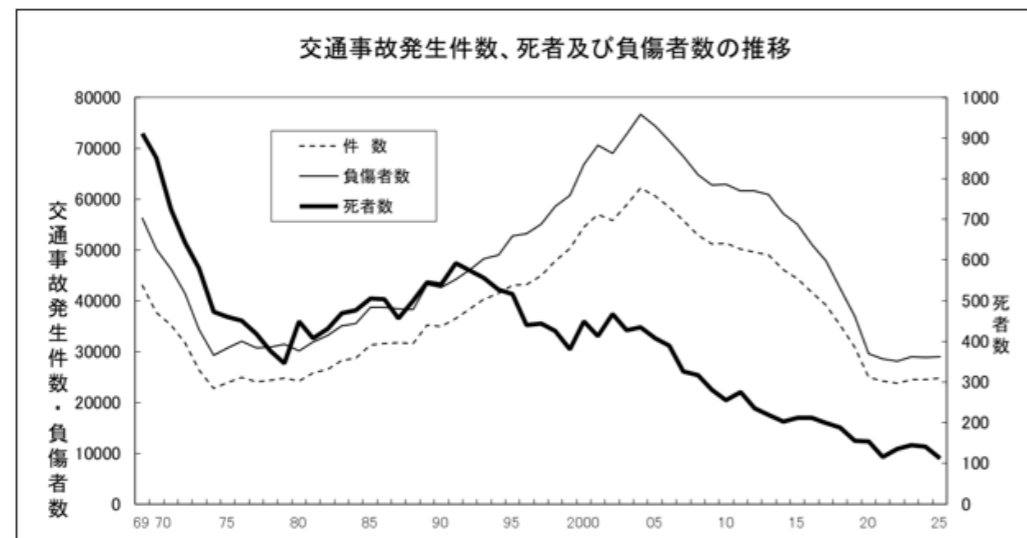
(2) 基本方針

これまで実施してきた各種施策の深化をはじめ、交通安全の確保に資する先進技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組み、究極的には交通事故のない社会の実現を目指す。

1. 道路交通の安全

(1) 道路交通の現状・推移

- 第11次愛知県交通安全計画の計画期間（2021年～2025年）においては、計画の目標を「2025年までに年間の24時間死者数を125人以下、重傷者数を600人以下にする。」を設定し、死者数は2021年に117人、2025年には現行の交通事故統計となった1948年以降で最少の112人となり、目標を達成したが、重傷者数については、最終年である2025年は765人となり、目標を達成することはできなかった。
- 死者数の全国順位では、2003年から2018年まで16年連続でワースト1位であったが、2019年以降、7年連続でワースト1位を回避することができた。
- 人身交通事故件数と負傷者数は、2004年をピークに減少傾向が続いていたが、2021年以降は横ばいで推移しており、2025年の人身交通事故は24,793件、負傷者数は28,938人となった。



【第11次愛知県交通安全計画期間中（2021年～2025年）の交通死亡事故の特徴】

- 高齢者の死者数は、全死者数の約5割、このうち歩行者が約5割、横断中が約4割
- 交差点での事故が全死亡事故件数の約5割、このうち歩行者が約4割、高齢者が約5割
- ドライバー（一般原付以上）の法令違反によるものが約9割
- 飲酒運転による死亡事故は、近年は横ばいで推移

(2) 道路交通の安全についての対策

ア 交通安全計画における目標

- ・ 年間の24時間死者数を100人以下にする。
- ・ 重傷者数を550人以下にする。

「死者数の目標」の考え方

- ・ 県11次計画の目標人数は、国10次計画目標人数（2,500人）から国の11次計画目標人数（2,000人）への減少率（▲20%）を踏まえ、125人に設定した。
- ・ 県12次計画目標人数は県11次計画目標人数と同じ減少率により算出。

$$\text{県11次計画目標人数 (125人)} \times \text{▲20\%} \rightarrow \text{県12次計画の目標人数 100人}$$

「重傷者数の目標」の考え方

- ・ 国11次計画目標重傷者数（22,000人）から国の12次計画目標重傷者数（20,000人）への減少率（▲9%）を踏まえ、県12次計画の目標人数を算出。

$$\text{県11次計画目標重傷者数 (600人)} \times \text{▲9\%} \rightarrow \text{県12次計画の目標人数 550人}$$

イ 今後の道路交通安全対策を考える視点

〔重視すべき視点〕

- ① 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ② こどもの安全確保のための環境整備
- ③ 外国人の交通安全対策の推進 [新設]
- ④ 歩行者の安全確保のための意識変容
- ⑤ 生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑥ 交差点対策の推進（県独自）
- ⑦ 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑧ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進 [新設]
- ⑨ 先進技術の活用推進
- ⑩ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑪ 地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑫ 交通安全教育の推進（県独自）

(3) 講じようとする施策

- ① 道路交通環境の整備
 - 2026年9月から生活道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることに関する広報啓発の実施など制度の円滑な施行【新規】
 - 高齢運転者や外国人にも見やすく分かりやすい規制標識・道路標示・信号灯器等の整備の推進【新規】
 - 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備の推進【新規】
- ② 交通安全思想の普及徹底
 - 参加・体験・実践型の教育方法や情報通信技術の進展を踏まえた新たな手法等を活用した効果的な交通安全教育の推進
 - 外国人に対する交通安全教育や関係事業者等と連携した広報啓発【新規】
 - 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進
 - 自転車利用者に対する交通反則通告制度の施行を踏まえた交通ルール・マナーの広報啓発・交通安全教育等の充実【新規】
 - 特定小型原動機付自転車を始めとした新しい小型モビリティの安全利用の推進【新規】
- ③ 安全運転の確保
 - 高齢者講習における高速道路における逆走防止や運転支援機能等の先進安全技術等の教育【新規】
 - 外国人運転者に対する交通安全教育や関係機関等との連携の強化【新規】
- ④ 車両の安全性の確保
 - 自動運転の社会実装に向けた取組の推進
- ⑤ 道路交通秩序の維持
 - 交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの強化
- ⑥ 救助・救急活動の充実
 - 交通事故で負傷した患者の救命率向上や後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリ事業について現在の2機体制を引き続き運用【新規】
 - 重傷救急患者の診療を確保する第2次救急医療体制や重篤な救急患者を受け入れる第3次救急医療体制の一層の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
 - 多機関ワンストップサービス体制による交通事故被害者等への相談対応等の支援【新規】
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実
 - 交通の安全性を高めるための次世代ITSの構築を推進【新規】

2. 鉄道交通の安全

(1) 鉄道事故のすう勢等

- 鉄道運転事故における乗客の死者数はゼロであった。
- 鉄道運転事故全体における近年（2021年度から2024年度）の死者数は、2021年度17人、2022年度23人、2023年度26人、2024年度33人と増加傾向である。

(2) 交通安全計画における目標

- ・乗客の死者数ゼロを目指す。
- ・鉄道運転事故全体の死者数減少を目指す。

(3) 講じようとする施策

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進
- ⑦ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- ⑧ 研究及び技術開発の充実

3. 踏切道における交通の安全

(1) 踏切事故のすう勢等

- 踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故）の近年（2021年度から2024年度）の件数は、2021年度は9件、2022年度は12件、2023年度は17件、2024年度は25件と増加傾向で、4年間の平均は15.8件である。

(2) 交通安全計画における目標

- ・2026年度から2030年度における平均踏切事故件数を2021年度から2025年度における平均踏切事故件数と比較し約1割削減することを目指す。

(3) 講じようとする施策

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- ② 踏切道の統廃合の促進
- ③ 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置